

加盟店各位

「反社会的勢力の排除」に関するご案内

平成26年6月に改正、施行された「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」により、個別信用購入あっせん業者および包括信用購入あっせん業者に対して契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入の徹底が義務付けられました。

これに伴いまして、貴社と締結いたしました加盟店契約につきましても、「反社会的勢力の排除に関する条項」（下記参照）の追加が必要となりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

尚、暴力団排除条項導入済みの契約書、反社会的勢力排除に関する覚書等をすでにご締結いただいております加盟店様につきましては、ご案内させていただく内容が重複しますことをご容赦願います。

記

【反社会的勢力の排除に関する条項】

1. 加盟店（以下「甲」といいます。）及び株式会社オリエントコーポレーション（以下「乙」といいます。）は、自ら、自らの子会社、または役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら、自らの子会社、または、役員が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、直ちに相手方との取引に係るすべての契約を解除することができ、また、相手方は、これにより自己に生じた損害の賠償を請求することができず、かつ、契約の解除を行った当事者に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。

以上